

伐採作業と造林作業の連携等に関する指針

令和元年6月21日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局

I 指針の目的と位置づけ

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るためには、間伐に加え適正な管理下での主伐も必要である。

他方で、長期間にわたる木材価格の低迷に伴って森林所有者の施業意欲が減退しており、森林所有者が主伐後の造林に投資し、林業経営を継続していく事を望まない事例も全国的に見られる。

このような状況を改善するためには、伐採と造林の一貫作業の導入等により再造林の低コスト化を促進することが必要である。

また、森林の公益的機能を発揮するためには、立木を伐採した後に再造林等によりの確に更新を図る必要がある。林業事業体の事業内容や事業形態は多様であり、主伐作業と造林作業が別の事業者により行われる事も想定されるため、主伐作業と造林作業の連携を図ることが重要である。

本指針は、林業事業体が単独で又は連携して伐採と造林における一体的かつ適切な実施を促進することを目的とし、林業事業体が伐採事業者又は造林事業者として事業を行う上で果たすべき基本的な責務等、林業事業体が自ら定める規範の指針として位置づけるものである。

なお、主伐とその後の更新等に関する技術的な手法は、主伐と更新等に関する手引き（鳥取県森林・林業振興局森林づくり推進課・林業試験場、以下「手引き」という。）を参考にされたい。

II 伐採作業と造林作業について

1 関係法令等の遵守

(1) 森林の土地や立木の権利の確認

伐採事業者は、森林所有者等と立木売買契約や請負契約を締結する際には、森林の土地や立木の権利者や権利の区域について確認する。

権利の区域の確認にあたっては、登記簿や公図等の関連書類によるほか、区域内の権利者及び隣接する区域の権利者との現地立会により齟齬が無いよう細心の注意を払う。

(2) 市町村森林整備計画の確認

伐採事業者は、該当の市町村森林整備計画に記載されている立竹木の伐採に関する事項や造林に関する事項、公益的機能別施業森林における施業の方法を確認する。

(3) 森林経営計画の確認

伐採事業者は、森林経営計画の認定の有無を確認する。

森林経営計画の認定を受けている場合は、計画の内容に従った施業を行い、森林経営計画の認定を受けていない場合は、森林経営計画の作成に努める。

(4) 伐採及び伐採後の造林の届出等

伐採事業者は、伐採及び伐採後の造林の届出、又は、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告が適正になされるよう森林所有者等と調整する。

(5) 保安林等法令の制限

伐採事業者は、保安林等法令による伐採の規制の有無や規制内容を確認し、必要な許可等を得た上で規制内容に従った適正な伐採を行う。

(6) 森林の土地の購入の際の届出

伐採事業者は、立木と併せて森林の土地を購入する場合、その土地の規模に応じて、国土利用計画法に基づく届出、又は、森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出を行う。

(7) 補助事業の履歴の確認

伐採事業者は、造林補助事業等の履歴を森林所有者等に確認し、伐採を行うことにより過去の造林補助事業の補助金返還要件に抵触しないかを確認する。

2 主伐と更新に関する計画の策定

(1) 計画の策定

主伐と造林を同一の事業者が実施する場合はその事業者自ら、別の事業者が実施する場合は伐採事業者と造林事業者が連携して、現地着手前に手引きを参考にして、主伐と更新の方法を定める。

なお、主伐、搬出及び造林に係る作業を他の事業体に請け負わせる場合は、あらかじめ請負者を決定しておく。

(2) 森林所有者への説明

伐採事業者は、手引き別紙2の主伐・更新に係るチェックシートを参考にして、森林所有者に計画内容を説明し、同意を得る。

その際、縮尺5千分の1程度の図面及び伐採から造林に要する収支見込などを用いて、計画の内容が分かりやすくなるよう配慮する。

3 主伐に係る留意事項

伐採事業者は、手引きを参考にして、適正に主伐を行う。

皆伐の場合は、伐採中や伐採後の公益的機能が一時的に低下する事を考慮して、伐採区域を慎重に検討する。

4 路網整備に係る留意事項

伐採事業者は、路網の作設にあたって、鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日付第201000207814号鳥取県農林水産部長通知）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日付第201000193342号鳥取県農林水産部長通知）に基づく路線計画、施工、周辺環境への配慮及び管理を行う。

5 造林に関する留意事項

伐採事業者は、手引きを参考にして、伐採跡地の的確な更新を図るとともに、その後の適切な保育作業により森林の健全な育成を図る。

天然更新の場合、伐採事業者は、立木を伐採した年の翌年度以降5年間更新の状況を現地確認

し、更新木の成育が不良である場合は必要な対策をとる。

Ⅲ 健全な事業活動

(1) 労働安全衛生

- ・ 伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をはじめとする関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ・ 伐採事業者及び造林事業者は、次のアからエに留意するとともに、かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省のガイドライン及び林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程等を参照する。

ア 現場には、作業主任者及び特別教育修了者等の必要な有資格者を配置するとともに、緊急連絡体制を整備する。

イ 毎日の危険予知ミーティング及び指さし呼称を怠らず、新規従業員の配置、新規林業機械の導入、作業方法及び作業手順の変更を行う場合は、リスクアセスメントを実施し、危険要因の排除に努める。

ウ 健康診断を定期的実施するとともに、熱中症の予防及び振動障害の予防に取り組む等、従業員の健康維持に努める。

エ 安全教育の実施や安全大会への積極的な参加等、労働災害の撲滅に向けて、従業員の意識の向上を図る。

(2) 雇用改善及び事業の合理化

伐採事業者及び造林事業者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする関係法令を遵守し、次のアからイに留意するとともに、雇用労働条件通知書等による雇用管理関係の明確化、従業者の常用化による雇用の安定化、社会保険や雇用保険の加入による労働条件の改善に努める。

ア 従業者の日常業務を通じた技術の習得のほか、技術向上に繋がる研修への計画的な派遣に努める。

イ 日頃から職場内のコミュニケーションを十分に図り、従業員個々の人格を尊重し、働きやすい職場環境作りに努める。

(3) 請負契約

伐採事業者及び造林事業者は、主伐作業又は造林作業を他の事業体に請け負わせる場合、条件の明確な契約を文書で交わす。

(4) 作業改善

- ・ 伐採事業者及び造林事業者は、情報収集及び研修への参加等に積極的に取り組み、作業効率化、労働安全衛生及び環境保全のための素材生産技術の向上に努める。
- ・ 伐採事業者は、作業日報等による工程管理を行い、伐倒、集材、造材、運材と集材等と併せて行う機械地拵えの作業について実行データを分析し、課題があれば対処し、作業改善に取り組む。